

神港空整第 号
年 月 日

住所
〇〇株式会社
氏名 代表取締役 様

神戸市長 久元 喜造
(公印省略)

土地等使用許可書

●年●月●日付けで申請のあった土地等の使用については、神戸空港条例第13条の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用する場所
神戸市中央区神戸空港1 神戸空港第2ターミナルビル内 (別図参照)
- 2 使用する土地等の面積
合計 m²
- 3 使用する目的
として
- 4 工作物の種類, 構造及び数量
- 5 設置または使用する期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 使用料の額
金〇円
7. 管理にかかる費用
金〇円
8. 光熱水費
実費相当額を負担

9. 条件

- (1) 使用許可に係る土地等及び当該土地等に設置する工作物を常に善良な管理者の注意をもって良好な状態に維持管理しなければならない。なお、これに要する費用は許可を受けた者の負担とする。
- (2) 騒音、振動、悪臭等、近隣に迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 使用許可に係る土地等は、許可を受けた者以外の第三者に使用させてはならない。
- (4) 市長の許可なく、使用許可に係る土地等及び当該土地等に設置する工作物を、上記3の目的以外の用に供し、又は原状を変更してはならない。
- (5) 使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は使用許可に係る土地等及び当該土地等に設置する工作物を第三者に転貸してはならない。
- (6) 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することがある。なお、この場合に許可を受けた者に損失が生じた場合にあっても、市は当該損失を補償しない。
 - ① 市において使用許可に係る土地等を公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき。
 - ② 許可を受けた者が許可条件に違反したとき。
- (7) 上記5の期間を満了する日までに、又は上記(6)の取消し等により使用許可に係る土地等の使用を終了したときは本市の指定する期日までに、当該土地等に設置する工作物を撤去し、当該土地等を原状に回復するとともに、当該土地等を明け渡さなければならない。ただし、本市がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- (8) 許可を受けた者が原状回復の義務を履行しないときは、市長は許可を受けた者の負担でこれを行うことができるものとする。
- (9) 許可を受けた者の責に帰する理由により使用許可に係る土地等の全部又は一部を滅失若しくはき損したときは、その損害額を賠償しなければならない。
- (10) 使用許可に係る土地等及び当該土地等に設置する工作物に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を市に請求することができない。
- (11) 神戸空港条例の改正、使用料算定根拠額の改正、その他の事情により必要があるときは、上記6の使用料の額を変更する。
- (12) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第3号又は第6号に掲げる者は同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当してはならない。
- (13) この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができる。
- (14) この処分について取消訴訟を提起する場合には、処分があったことを知った日から6箇月を経過するまでに本市（訴訟において神戸市を代表するものは、神戸市長）を被告として提起することができる。